

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和2事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人1,065件（前年対比29.3%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は833件（同30.3%）、その申告漏れ所得金額は82億66百万円（同40.1%）、追徴税額は24億97百万円（同49.4%）となっています。

（注1）令和2事務年度の調査事績は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和2年7月から令和3年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

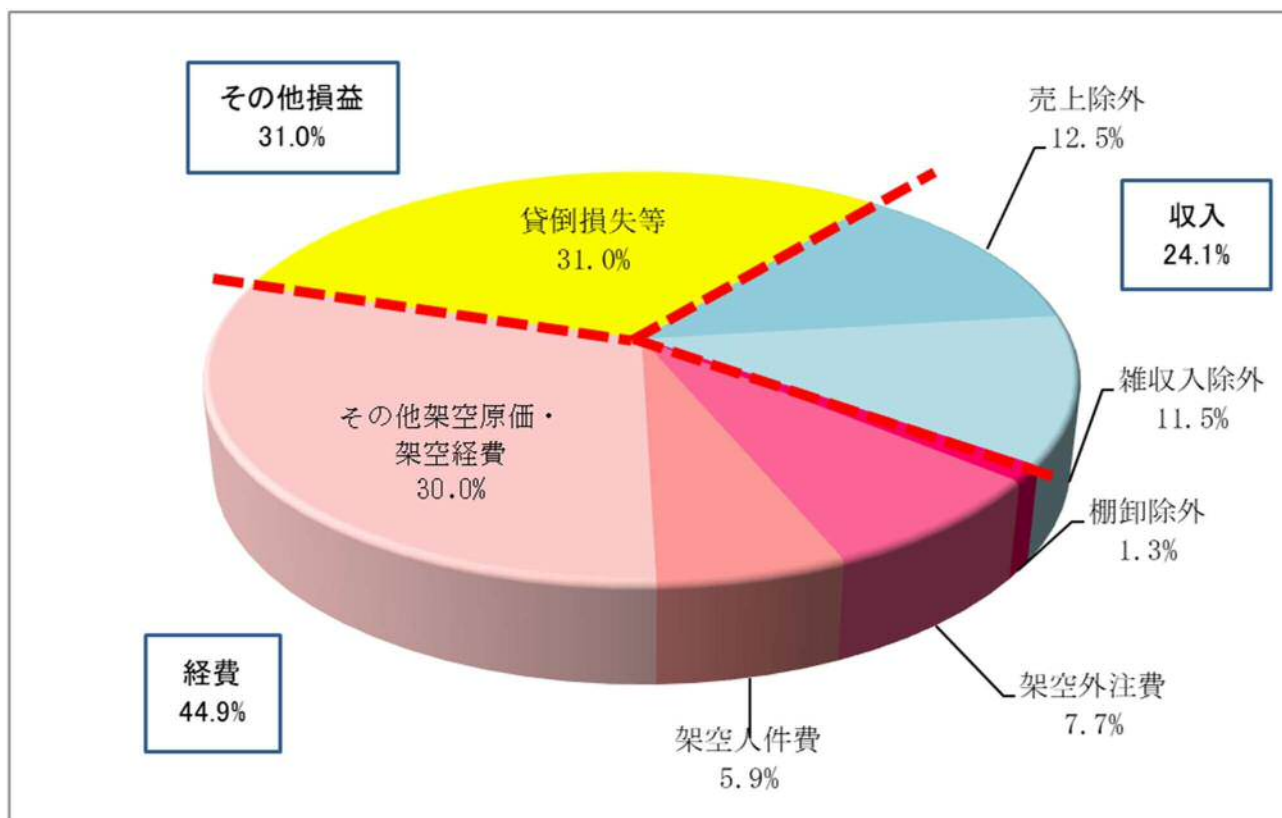
（注2）追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項 目		令和元		令和2	
		件 数 等	前年対比	件 数 等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	件 3,636	% 81.2	件 1,065	% 29.3
非 違 が あ っ た 件 数	2	件 2,745	% 82.4	件 833	% 30.3
うち不正計算があった件数	3	件 784	% 85.1	件 283	% 36.1
申 告 漏 れ 所 得 金 額	4	百万円 20,622	% 69.4	百万円 8,266	% 40.1
うち不正所得金額	5	百万円 13,091	% 81.2	百万円 7,559	% 57.7
調 査 に よ る 追 徴 税 額	6	百万円 5,052	% 81.1	百万円 2,497	% 49.4
うち加算税額	7	百万円 983	% 86.3	百万円 542	% 55.1
不 正 発 見 割 合 (3/1)	8	% 21.6	ポイント 1.0	% 26.6	ポイント 5.0
調 査 1 件 当 た り の 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (4/1)	9	千円 5,672	% 85.5	千円 7,761	% 136.8
不 正 1 件 当 た り の 不 正 所 得 金 額 (5/3)	10	千円 16,698	% 95.4	千円 26,709	% 160.0
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (6/1)	11	千円 1,389	% 99.9	千円 2,344	% 168.7

（注）調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(参考) 不正の手口別件数の割合



(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和2事務年度においては、法人消費税について、1,043件（前年対比29.5%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は647件（同32.5%）、その追徴税額は86億73百万円（同233.0%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項目		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	3,538	82.0%	1,043	29.5%
非違があった件数	2	1,990	84.2%	647	32.5%
うち不正計算があった件数	3	597	85.2%	223	37.4%
調査による追徴税額	4	3,723	161.2%	8,673	233.0%
うち不正計算に係る追徴税額	5	1,122	113.8%	593	52.9%
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	1,052	196.6%	8,316	790.5%
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	1,879	133.6%	2,661	141.6%

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和2事務年度においては、1, 276件（前年対比27.2%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は370件（同28.5%）で、その追徴税額は4億46百万円（同43.2%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項 目		令和元		令和2	
		件 数 等	前年対比	件 数 等	前年対比
源泉徴収義務者数（給与所得）	1	件 182,265	% 100.5	件 184,629	% 101.3
実 地 調 査 件 数	2	件 4,689	% 82.2	件 1,276	% 27.2
非 違 が あ っ た 件 数	3	件 1,298	% 87.7	件 370	% 28.5
調 査 に よ る 追 徴 税 額	4	百万円 1,030	% 134.1	百万円 446	% 43.2
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額	5	千円 220	% 163.0	千円 350	% 158.6

（注）調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から 80 百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和2事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、143件（前年対比54.0%）に対し実地調査を実施し、消費税48億87百万円（同250.9%）を追徴課税しました。また、そのうち24件（同70.6%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、80百万円（同29.8%）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項 目		事務年度等		令和元		令和2	
		件 数 等	前年対比	件 数 等	前年対比	件 数 等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	件 265	% 77.7	件 143	% 54.0	件 143	% 54.0
非 違 が あ っ た 件 数	2	件 151	% 80.3	件 106	% 70.2	件 106	% 70.2
うち不正計算があった件数	3	件 34	% 100.0	件 24	% 70.6	件 24	% 70.6
調 査 に よ る 追 徴 税 額	4	百万円 1,948	% 439.8	百万円 4,887	% 250.9	百万円 4,887	% 250.9
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 270	% 330.3	百万円 80	% 29.8	百万円 80	% 29.8
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (4/1)	6	千円 7,351	% 565.9	千円 34,178	% 464.9	千円 34,178	% 464.9
不 正 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (5/3)	7	千円 7,941	% 330.2	千円 3,352	% 42.2	千円 3,352	% 42.2

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和2事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を124件（前年対比41.6%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、38件（同43.7%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項 目		令和元		令和2	
		件 数 等	前年対比	件 数 等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	件 298	% 82.8	件 124	% 41.6
海 外 取 引 等 に 係 る 非 違 が あ っ た 件 数	2	件 87	% 71.9	件 38	% 43.7
うち不正計算があった件数	3	件 11	% 61.1	件 6	% 54.5
海 外 取 引 等 に 係 る 申 告 漏 れ 所 得 金 額	4	百万円 483	% 21.3	百万円 ▲1,202	% ▲248.9
うち不正所得金額	5	百万円 503	% 158.7	百万円 369	% 73.4

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉所得税等で5百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和2事務年度においては、非居住者に対する不動産の譲渡対価や給与などの支払について源泉所得税等の課税漏れを6件（前年対比35.3%）把握し、5百万円（同6.2%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項 目		令和元		令和2	
		件 数 等	前年対比	件 数 等	前年対比
非 違 が あ っ た 件 数	1	件 17	% 54.8	件 6	% 35.3
調 査 に よ る 追 徴 本 税 額	2	百万円 79	% 243.3	百万円 5	% 6.2

3 無申告法人に対する取組 ～ 無申告法人から1億13百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、こうした稼働無申告法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和2事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると思込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税17百万円（前年対比14.9%）、消費税96百万円（同61.1%）、合わせて1億13百万円（同41.7%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、消費税1百万円（同0.9%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項 目			令和元		令和2	
			件 数 等	前年対比	件 数 等	前年対比
法人税	実地調査件数	1	件 33	% 80.5	件 16	% 48.5
	うち不正計算があった件数	2	件 5	% 500.0	件 1	% 20.0
	調査による追徴税額	3	百万円 114	% 170.1	百万円 17	% 14.9
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 91	% —	百万円 0	% —
消費税	実地調査件数	5	件 26	% 89.7	件 13	% 50.0
	うち不正計算があった件数	6	件 4	% —	件 1	% 25.0
	調査による追徴税額	7	百万円 157	% 298.5	百万円 96	% 61.1
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 87	% —	百万円 1	% 0.9
調査による追徴税額合計		9	百万円 271	% 225.8	百万円 113	% 41.7
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 178	% —	百万円 1	% 0.6

（注）調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

(参考計表)

別表1:不正発見割合の高い10業種(小分類)

(令和2事務年度)

順位	業 種 目	不正発見割合	不正申告1件当たりの不正所得金額	前年順位
		%	千円	
1	管 工 事※1	39.1	15,044	—
2	一般土木建築工事	38.7	10,799	—
3	土 木 工 事	37.7	6,486	2
4	建 築 工 事	37.5	8,074	—
5	その他の設備工事※2	33.3	34,473	—
6	電 気・通 信 工 事	31.3	3,549	—
7	貨 物 自 動 車※3	28.6	10,476	3
8	建 売、土 地 売 買	24.3	9,972	—
9	職 別 土 木 建 築 工 事※4	21.7	29,851	5
10	不 動 産 賃 貸	19.0	24,167	—

別表2:不正申告1件当たりの不正所得金額の大きな10業種(小分類)

(令和2事務年度)

順位	業 種 目	不正申告1件当たりの不正所得金額	不正発見割合	前年順位
		千円	%	
1	その他の設備工事※2	34,473	33.3	6
2	職 別 土 木 建 築 工 事※4	29,851	21.7	—
3	不 動 産 賃 貸	24,167	19.0	3
4	管 工 事※1	15,044	39.1	—
5	一般土木建築工事	10,799	38.7	10
6	貨 物 自 動 車※3	10,476	28.6	—
7	建 売、土 地 売 買	9,972	24.3	4
8	建 築 工 事	8,074	37.5	—
9	土 木 建 築 サ ー ビ ス※5	6,993	17.2	—
10	土 木 工 事	6,486	37.7	—

(注)各「※」を付した業種目の業種内容については、以下のとおりである

※1 冷暖房設備工事、給排水・衛生設備工事等を行う業種

※2 機械器具設置工事、昇降設備工事等を行う業種

※3 宅配、引越しサービス、その他の一般貨物自動車運送業

※4 大工工事、型枠大工工事、石工工事、れんが工事、タイル工事等職別工事を行う業種

※5 建設機械器具賃貸、建築設計、測量等を行う業種